



平成25年 2月28日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンテクノサイエンス  
 代 表 者 名 代表取締役社長 河 南 雅 成  
 (コード番号：4584 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 取締役経営企画室長 三ツ木 勝俊  
 (TEL. 03-3517-1353)

第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行  
 並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において、下記Ⅰのとおり、第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）による第1回転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うとともに、下記Ⅱのとおり、本件第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに取締役2名及び監査役2名の選任について平成25年4月26日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議すること、並びに本臨時株主総会開催のための基準日を設定することを決議しましたので、お知らせいたします。

Ⅰ 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行

1. 募集の概要

① 第1回転換社債型新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	平成25年5月1日
(2) 新株予約権の総数	48個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は25百万円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	635,593株
(5) 資金調達額	12億円
(6) 転換価額	1,888円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) 利 率	本社債には利息を付しません。
(9) そ の 他	<u>当社の行使指示：</u> 1. 当社は、平成26年3月15日以降、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、割当予定先の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権付社債17個（元本総額425百万円、新株予約権の目的となる株式225,105株分。下記2により行使される新株予約権の個数を除きます。）を上限として、本転換社債型新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、(株)ウィズ・パートナーズは、当社の

	<p>指示に応じて、2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければなりません。</p> <p>2. 当社は、平成26年5月1日以降、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、㈱ウィズ・パートナーズに対して、以下の条件で本転換社債型新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、㈱ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日（以下、「行使指示日」といいます。）から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければなりません。ただし、下記①乃至④により当社が行使を指示することのできる本転換社債型新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して12個（元本総額300百万円分）を超えないものとします。</p> <p>① 行使指示日を含めた10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下、同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（以下、「本基準VWAP」といいます。）が本転換社債型新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、(i) 累積で本新株予約権付社債の3個（元本総額75百万円）を上限とし、かつ(ii) 当該期間の1日平均出来高の20%までの株数（端数は切捨て。以下、同じ。）に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。</p> <p>② 本基準VWAPが本転換社債型新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、(i) 上記①に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の6個（元本総額150百万円）を上限とし、かつ(ii) 当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。</p> <p>③ 本基準VWAPが本転換社債型新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、(i) 上記①及び②に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の9個（元本総額225百万円）を上限とし、かつ(ii) 当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。</p> <p>④ 本基準VWAPが本転換社債型新株予約権の転換価額の225%を超過した場合、(i) 上記①乃至③に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の12個（元本総額300百万円）を上限として、かつ(ii) 当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。</p> <p><u>償還請求権：</u>  本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月1日以降、当社に対して本新株予約権付社債の償還を請求することができます。  本新株予約権付社債の社債権者は、当社が下記②記載の第2回新株予約権を取得条項に基づき取得した場合にはいつでも、当社に対して本新株予約権付社債の償還を請求することができます。</p> <p>本臨時株主総会（平成25年4月26日開催予定）において第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

② 第2回新株予約権

(1) 割 当 日	平成25年5月1日
(2) 新株予約権の総数	80個
(3) 発行 価 額	総額15,040,000円（新株予約権1個当たり188,000円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	847,440株
(5) 資金調達額	1,615,006,720円 （内訳）新株予約権発行分 15,040,000円

	新株予約権行使分 1,599,966,720円
(6) 行 使 価 額	1,888円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) そ の 他	<p><u>取得条項：</u></p> <p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができます。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができます。</p> <p>本臨時株主総会（平成25年4月26日開催予定）において第三者割当の方法による本新株予約権の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達のための主な目的

当社は、近年の遺伝子工学の発達に伴い急速に市場を拡大しているバイオ医薬品に着目し、希少疾患や難治性疾患を対象とするバイオ新薬の研究開発に取り組むことで、人々のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に貢献することを目指しております。一方で、医療費増大による財政圧迫や患者の経済的負担の軽減が社会的ニーズとなっていることから、当社はバイオ医薬品のジェネリック（バイオ後続品）の開発にも注力しております。これまでの研究開発の結果、バイオ新薬事業では科研製薬㈱に対して抗 $\alpha$ 9インテグリン抗体をライセンスアウトし、バイオ後続品事業ではG-CSFが製造販売承認を取得するなど、一定の成果を上げております。

バイオ医薬品は従来の低分子医薬品と比較して、オフターゲット作用に起因する副作用の懸念が少ないことから、あらゆる疾患で苦しむ患者の苦痛を和らげ、QOLの向上に資するものと期待されております。また、近年は、より高い薬効が期待され、QOLへの貢献度が高い個別化医療が注目されており、ターゲット分子に対する特異性が高い抗体医薬に代表されるバイオ医薬品がその中心的役割を担うと考えられております。たとえば、近年世界中の製薬企業が注目している疾患部位特異的に薬剤をデリバリーすることを可能とするアクティブターゲティングシステムのセンサー部分にも欠かせないものとなっております。一方で、個別化医療の前提となる診断技術やバイオマーカー探索技術についても、目覚ましい勢いで進歩しております。加えて、従来はバイオ医薬品を開発するための製造コストが高いことがビジネス上の課題でありましたが、近年の著しい技術革新によって製造コストを大幅に低減することが可能になっております。これに対し、低分子医薬品は既に多くの基本構造骨格が探索し尽くされ、有望な開発候補品が減少しております。このような環境変化も相俟って、米国Markets and Markets社によると、バイオ医薬品の全世界における売上は2009年には1,060億ドルまで成長しており、今後も年率11.2%の割合で2016年まで増加すると予測されております。

このように、バイオ医薬品の市場は魅力的なものではありますが、バイオ新薬の開発には長期にわたって多額の開発費用を要し、医薬品として上市する確率も決して高くはありません。

このため、当社は当面の間は、相対的に短期で開発が可能であり上市確率も高いバイオ後続品の開発に重点を置いて、早期に安定的な収益基盤を確立することを目指してまいります。バイオ後続品の開発は、従来の低分子化合物のジェネリック医薬品に比べて参入障壁が高いものの、新薬よりも容易に開発することができます。上述の業界環境を踏まえると、バイオ後続品事業における競合は今後ますます激しくなることが予想されており、他社の追随を許さない迅速なパイプライン拡充が経営戦略上の最重要課題となります。しかしながら、当社は、G-CSFの開発における経験から、臨床試験入りまでに1品目当たり2～4億円の開発費用が必要であると考えており、上場時調達資金の手取額約8億円では、後記図表1に記載しておりますGBS-001

(G-CSF) 以外のバイオ後続品9品目(GBS002～010)の開発を他社との提携に依存せざるを得ない状況にあります。また、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許の満了時期に合わせて上市できるかどうかことが重要であることから、他社よりも早く開発を進める必要があります。このため、当社は、バイオ後続品の開発を進めるための資金的裏付けを早急に確保することが株主価値の最大化のために必須であるとの認識の下、資金調達先を懸命に模索してまいりました。

一方で、今まで治療薬のなかったアンメットニーズに対する新薬を開発することは社会的意義が大きく、また、当社の成長のためにも新薬の開発は必須であると考えております。このような考えに基づき、当社は創業以来、自社内で医薬品シーズのインキュベーションを行ってまいりました。永続的な新薬の創出には、シーズの探索、取捨選択、インキュベーションを経て、速やかにライセンスアウトにつなげるためのシステムと人材が必要ですが、優秀な人材を確保するためには相応の財務基盤が求められます。

このように、医薬品の研究開発を効果的かつ着実に進めるためには、相応の研究開発資金が必要ですが、他方で、株式市場から資金調達を行う上では株式市場への影響を十分勘案する必要があります。このため、バイオ関連銘柄への株式市場の需要が低迷していた上場時の企業戦略といたしましては、提携先との共同開発等を通じて開発費用を分担し、当社の資金流出を可能な限り圧縮する戦略を採らざるを得ませんでした。しかしながら、このような事業戦略には、①提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、②提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識してまいりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えてまいりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。このような活動の中で、今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズから投資の提案を受け、検討を開始したものであります。

(株)ウィズ・パートナーズは、我が国のバイオベンチャー黎明期から同分野に投資をしてきた長い経験と成功実績を持つ、日本においては数少ない投資会社であります。バイオ後続品によって安定的な収益モデルを確立しつつバイオ新薬による成長性を企図する当社のビジネスプランは、日本のバイオベンチャーを一段高い成功に導くための必要資金を供給するという同社の投資戦略に合致しております。さらに、当社は、同社が持つ経営資源を最大限に活用することで、ファブレス型企业である当社の競争力の根幹である人材力とネットワーク力を格段に高めることが可能であると考え、医薬品の着実な上市を達成できる真のバイオ医薬品創薬企業を目指すことにいたしました。

現状、当社は複数のバイオ後続品の開発を平行して進めるための十分な資金を保有しておら

ず、製薬企業等と提携関係を構築することで開発費用を分担し、あるいは随時資金調達を行いながら、段階的に開発を進めざるを得ない状況にあります。このように開発の進捗を他社に依存している状況では、着実に開発を進め、最短での上市を実現することは困難であります。一方、自社開発では相応の開発資金が必要となりますが、開発の進捗を自らコントロールし、より計画的に開発を進めることができます。当社は、今後も共同開発を行うことができる提携先の開拓は継続してまいります。今回の資金調達により、バイオ後続品については少なくとも臨床試験入りまでは自社開発する戦略へと大きく転換を行うこととなります。とりわけ、G-CSFを化学修飾して製造する次世代型のバイオ後続品（PEG-G-CSF）については、その原料となるG-CSFが既に製造販売承認を取得しているため、そのアドバンテージを活かして、米国での臨床試験も含めて完全自社開発する方針といたしました。

また、バイオ新薬事業においても、2020年以降のオリジナルバイオ新薬の継続的上市を実現するための人材の補強とシステムの強化を早急に行います。シーズの探索に始まりライセンスアウトに至るサイクルを効率化、迅速化することで、パイプライン全体としての成功確率を高めてまいります。

加えて、当社はファブレス型企业であり、小規模組織であることから、(株)ウィズ・パートナーズが長年にわたり築いてきた広範なネットワークの活用と経験豊かな人材の派遣によるシナジー効果は高いと考えております。当社及び(株)ウィズ・パートナーズは、このたび合意に至った新たな事業戦略（図表1）を遂行することが当社の株主価値の最大化につながるものと期待しております。

図表1

区分	開発品	基本戦略
バイオ後続品事業	GBS-010 (PEG-G-CSF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G-CSFが既に製造販売承認を取得しているアドバンテージを活かし、当社の最重要開発品に位置づける。</li> <li>・必要とされる容量や市場規模が大きいため、供給能力を高めるためのスケールアップ投資を行う。</li> <li>・最初のターゲット市場を米国に定め、自社単独で臨床試験を進めることも想定する。</li> </ul>
	GBS-001 (G-CSF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社及び(株)ウィズ・パートナーズが有するネットワークを最大限に活用し、米国及び新興国市場に海外展開を図る。</li> <li>・米国及び新興国市場への海外展開に際して、現地企業との提携による一時金収入を企図する。</li> </ul>
	GBS-002～009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低4品目の自社開発を進める。</li> <li>・3年後の平成28年3月期までに、最低2品目の臨床試験入りを目指す。</li> </ul>
バイオ新薬事業	全ての開発品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シーズ探索からライセンスアウトに至る各プロセスを強化することで、2020年以降の継続的な新薬上市を目指す。</li> <li>・ライセンスアウトを積極的に推進することで、上市前に一定の収益を獲得する。</li> </ul>

① GBS-010 (PEG-G-CSF)

GBS-010 (PEG-G-CSF) は、G-CSF を化学修飾することで血中半減期を大幅に伸長した改良型のG-CSFであります。当社は現在、複数のバイオ後続品の開発に着手しておりますが、中でもPEG-G-CSFはG-CSFを原料として製造されるため、既にG-CSFが製造販売承認を取得していることは当社にとって大きなアドバンテージとなります。しかしながら、PEG-G-CSFに使用される原薬の量はG-CSFに比べて格段に多いことから、現状の製造設備では対応できず、より大き

な設備に移管する必要があります。当社はこのようなスケールアップには650百万円の資金が必要と試算しており、提携先がないままに開発を進めることは事業継続の点でリスクが高いとの懸念がありました。今回の資金調達により当該リスクが大幅に軽減されることから、アドバンテージのあるPEG-G-CSFを当社の最重要開発品と位置づけ、臨床試験についても自社で行うことを前提とした戦略に転換することにいたしました。

また、PEG-G-CSFの市場規模は近年急速に拡大しており、英国Evaluate Pharma社によると、2010年の全世界における売上は35億5,800万ドルとなっております。さらに、PEG-G-CSFの市場規模が急成長を続けている一方で、従来のG-CSFの市場規模も減少せずに安定していることから、PEG-G-CSFとG-CSFは医療現場において競合せず、使い分けがなされているものと推察されます。このため、当社のPEG-G-CSFとG-CSFは自社競合とはならず、むしろ相互にシナジーのある開発品群になると考えております。

「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、PEG-G-CSFの開発費用としては、製法・品質の検討に1,250百万円(うち、スケールアップ費用650百万円)、非臨床試験に100百万円、臨床試験(米国)に650百万円の計2,000百万円を想定しております。これらの投資を行うことにより、2017年～2018年の米国での上市を目標とし、上市以降は製品販売による収益が見込まれます。

#### ② GBS-001 (G-CSF)

GBS-001 (G-CSF) につきましては、平成24年11月に我が国において製造販売承認を取得したことから、今後は米国及び新興国市場に海外展開するためのアライアンス活動を強化してまいります。G-CSFは既に開発が終了しており、今回の調達資金の用途にはなりません。現地企業との提携関係を構築することで早期に収益を獲得できる可能性があります。既に海外企業とのアライアンス活動を開始しておりますが、今後は闊ウィズ・パートナーズが有するネットワークも活用することで、さらなるアライアンスの確度向上を図ってまいります。

#### ③ GBS-002～009

今回の調達資金はGBS-010の開発に重点的に配分いたしますが、GBS-010の開発が順調に進まなかった場合のリスクのヘッジとさらなる収益の獲得を目的として、GBS-002～009についても平行して開発を進めます。従来は、資金的な制約から提携先との共同開発が前提でありましたが、今回の資金調達によりある程度の段階まで自社開発を進めることが可能になります。このため、最低4品目は着実に自社開発を進め、3年後の平成28年3月期までに最低2品目の臨床試験入りを目指します。

「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、GBS-002～009については、うち4品目の開発を進め、製法・品質の検討及び非臨床試験に計800百万円の投資を予定しております。これらの投資を行うことにより、2014年～2015年の臨床試験入りを目指し、臨床試験を担当する製薬企業等との契約締結による一時金収入を見込んでおります。また、バイオ後続品の開発期間について当社は5～6年を想定しておりますが、開発が終了し上市された場合には、製品販売による収益が計上されることとなります。

#### ④ バイオ新薬

当社は創業以来、バイオ医薬品シーズのインキュベーションを行うためのノウハウを蓄積しており、抗 $\alpha$ 9インテグリン抗体を科研製薬(株)にライセンスアウトした実績もあります。しか

しながら、シーズ探索やライセンスアウトなど社外との関係においては、人的な経営資源が不足している状況は否めません。今回の資金調達により財務基盤が一層強化されることから、優秀な人材を採用し、社外との関係を強化することで、より迅速かつ効率的に成果に結びつけることができると考えております。また、(株)ウィズ・パートナーズが有するネットワークを活用することで、さらに社外との関係強化が進むものと考えております。当社は、このような体制整備を通じて、2020年以降の継続的な新薬上市を目指してまいります。また、バイオ新薬の上市確率は決して高くありませんが、順調にライセンスアウトできた場合には、むしろバイオ後続品よりも早く収益に貢献するため、その可能性を最大限追求していきたいと考えております。

## (2) 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由

当社は、昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実にスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、①提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、②提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、主要開発品の計画的な開発を促進することで一日も早い上市を達成するためには、この時期に安定した資金を調達することで、提携先の有無にかかわらず自社で開発を進められる財務環境を整えることが株主価値の最大化に資するとの信念に基づき、上場時の戦略を現時点で見直すことを決断いたしました。一方で、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用し、加えて(株)ウィズ・パートナーズから取締役2名の派遣を受けることを通じてインサイダー取引規制による売却の抑制を図ることが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。また、現時点で上場時の戦略を見直すことにつきましては、株主価値の最大化に向けての当社の考え方について十分な説明を尽くさなければならないとの認識に立ち、平成25年4月26日開催予定の臨時株主総会での普通決議を得ることを発行の条件としております。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

- ① 資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まず希薄化が抑制されることもありますが、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることになります。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。
- ④ 間接金融については、先行投資による赤字が見込まれる現段階では、金融機関からの借入れを行うのは難しい状況にあります。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

- ① 株価への影響の軽減
  - ・転換価額及び行使価額は、当社普通株式の上場日である平成24年11月30日から本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年2月27日）までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準に決定されており、その後の修正は行われたい仕組みとなっております。
  - ・本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換価額及び行使価額については、上記基準株価に1.00を乗じた金額としております。
  - ・本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債や本新株予約権の転換又は行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。
- ② 希薄化の抑制
  - ・転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。
  - ・本新株予約権付社債や本新株予約権の転換又は行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
  - ・また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権付社債や本新株予約権の円滑な転換又は行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能になります。
- ③ 資本政策の柔軟性

今回発行する新株予約権付社債及び新株予約権については、当社の判断によりその全部又は一部を繰上償還又は取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。
- ④ 段階的・追加的な資金調達

本件は、新株予約権付社債の発行により短期的には無利息による資金調達を行うとともに、

当社の開発進捗及び資金需要に応じて新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができるものであります。

#### <その他配慮した点及びその対策>

##### (1) 転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債については、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は、最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。ただし、当社は、平成 26 年 3 月 15 日以降は、割当予定先の無限責任組員である㈱ウィズ・パートナーズに対し、当社普通株式の株価の動向にかかわらず、その保有する本新株予約権付社債 17 個(元本総額 425 百万円、新株予約権の目的となる株式 225, 105 株分)について、当社普通株式への転換を書面による通知をもって指示することが可能であり、また、平成 26 年 5 月 1 日以降、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間、㈱ウィズ・パートナーズに対して、以下の条件で本転換社債型新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ(ただし、以下①乃至④により当社が行使を指示することのできる本転換社債型新株予約権の個数は、合計して 12 個(元本総額 300 百万円分)を超えない。)、㈱ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日(以下、「行使指示日」という。)から 2 営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせることが可能であり、転換が行われた場合には、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

- ① 行使指示日を含めた 10 連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた 10 取引日。以下、同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格(以下、「本基準 VWAP」という。)が本転換社債型新株予約権の転換価額の 150% を超過した場合、(i) 累積で本新株予約権付社債の 3 個(元本総額 75 百万円)を上限とし、かつ(ii) 当該期間の 1 日平均出来高の 20% までの株数(端数は切捨て。以下、同じ。)に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。
- ② 本基準 VWAP が本転換社債型新株予約権の転換価額の 175% を超過した場合、(i) 上記①に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の 6 個(元本総額 150 百万円)を上限とし、かつ(ii) 当該期間の 1 日平均出来高の 20% までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。
- ③ 本基準 VWAP が本転換社債型新株予約権の転換価額の 200% を超過した場合、(i) 上記①及び②に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の 9 個(元本総額 225 百万円)を上限とし、かつ(ii) 当該期間の 1 日平均出来高の 20% までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。
- ④ 本基準 VWAP が本転換社債型新株予約権の転換価額の 225% を超過した場合、(i) 上記①乃至③に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の 12 個(元本総額 300 百万円)を上限とし、かつ(ii) 当該期間の 1 日平均出来高の 20% までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

##### (2) 新株予約権

本新株予約権については、その特性上、新株予約権者が保有する本新株予約権を行使しない場合は、本新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調

達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、これらは、上記に記載のとおり、既存株主保護の観点から当初以上の希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図して設けられたものであります。

### (3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 635,593 株、847,440 株、合計 1,483,033 株となっており、これは平成 25 年 2 月 27 日現在の発行済株式総数 2,081,100 株（総議決権数 20,811 個）に対して、合計 71.26%（議決権比率 71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく、(株)プルータス・コンサルティングより、平成 25 年 2 月 27 日において、本新株予約権付社債並びに本新株予約権発行の財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオン及びバーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（以下、「バーカー&マッケンジー」という。）より、現在妥当しうる解釈に照らし、その発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役 3 名（内 2 名が会社法上の社外監査役）からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の(株)プルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにバーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断し、その発行の必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成 25 年 4 月 26 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議に当たっては、臨時株主総会に付議する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する議案の株主総会参考書類において、その発行の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を当該株主総会で説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様方の意思確認をさせていただくことといたします。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (円)	2,815,006,720
(内訳)	
(ア) 第1回転換社債型新株予約権付社債の発行	1,200,000,000
(イ) 第2回新株予約権の発行	15,040,000
(ウ) 第2回新株予約権の行使	1,599,966,720
② 発行諸費用の概算額 (円)	35,000,000
③ 差引手取概算額 (円)	2,780,006,720

- (注) 1. 発行諸費用の概算額35,000,000円には、弁護士報酬費用、新株予約権等算定評価報酬費用、第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、変更登記費用等が含まれます。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権が行使期間中行使されない場合には、上記差引手取概算額は減少します。
4. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2)調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① GBS-010 (PEG-G-CSF) に係る製法・品質の検討 (スケールアップを含む。)	1,250	平成25年5月～平成28年6月
② GBS-010 (PEG-G-CSF) に係る非臨床試験	100	平成25年10月～平成26年12月
③ GBS-010 (PEG-G-CSF) に係る臨床試験 (米国)	650	平成26年4月～平成28年3月
④ GBS-002～009のうち4品目に係る製法・品質の検討及び非臨床試験 (日本)	800	平成25年5月～平成27年12月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。このため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、①提携企業との共同開発契約の締結による開発費用の分担②バイオ新薬事業における契約金収入の充当③開発品目の絞込み④手持資金の活用⑤開発スケジュールの見直し等を行い、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、より良い医療環境の実現に貢献すべく研究開発を進めております。一方、当社は昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実かつスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、①提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、②提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

今回の調達資金は、上記「調達する資金の具体的な用途」に記載する用途に充当することにより、主要開発品のスピーディーな開発を促進するとともに、将来収益の向上をもたらし、株主価値の最大化に資するものと当社は確信しており、覚悟をもってその実現のために全力を尽くす所存であります。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、当社普通株式の上場日（平成24年11月30日）から本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年2月27日）までの期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均である1,888円（直前営業日終値との乖離率△11.4%）を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	1,888円（基準株価に1.00を乗じた金額）
第2回新株予約権	1,888円（基準株価に1.00を乗じた金額）

当社普通株式の上場日から本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日までの期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

- ① 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は、上場日から本件第三者割当の前営業日までの期間において、最高値は3,170円（平成25年1月28日）、最安値は1,223円（平成24年12月5日）となっており、株価変動性が高い状態にあります。このため、極端な高値や安値の影響を緩和し、株価変動を平準化した株価を算定するための一つの手法として、平均値を用いることには一定の合理性があるものと考えております。また、平均値を算定する期間についても、可能な限り恣意性を排除するため、特定の期間ではなく、上場日から発行決議日前日までの期間を採用しております。
- ② 個別銘柄の株価は、株式市場全体の影響を受けることから、発行決議日前日という特定の一時点の株価を採用した場合、為替相場の変動や他国における特定の経済事象の発生などにより、当該特殊要因の影響を織り込んだ株価となる可能性が高いと考えられます。一方、平均値を採用することにより、これらの特殊要因の影響を合理的な水準まで緩和することが可能になります。また、平均値を算定する期間についても、より長い期間の平均値を採用するほうが、より特殊要因の影響を緩和できるため、上場日以来の終値の平均値を採用することが最適であると考えております。

- ③ 発行決議日前日という一時点の株価を採用するスキームでは、株価の状況により発行決議日を変更することで、当社及び割当予定先との間の合意により恣意的に発行条件を決定することが可能となります。一方、上場日以来の終値の平均値を採用した場合には、発行決議日を変更することにより発行条件が大きく変動しないため、発行に当たりこのような操作が行われる誘因を排除できるものと考えております。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去2ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 2,029 円に対し 7.0%のディスカウント、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 1,969 円に対し 4.1%のディスカウント、また、発行決議日前日の終値 2,131 円に対し 11.4%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件並びに本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である㈱プルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価(取締役会決議日の前営業日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(本新株予約権付社債及び本新株予約権ともに5年間)、無リスク利率(0.125%)、株価変動性(86.32%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定((イ)本新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が転換価額の125%を上回っている場合随時転換を行い取得した株式を市場において売却し、当社は割当予定先に対して平成26年3月15日以降残存する17個分の本新株予約権付社債の転換指示を行うこと。(ロ)本新株予約権については、当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること。(ハ)また、当社は、割当日以降当社普通株式の終値が行使価額の250%以上となった場合には、残存する本新株予約権付社債及び本新株予約権を早期償還条項及び取得条項に基づいて全て取得すること。)、その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と㈱プルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり98円75銭)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を188,000円(1株当たり17.75円)としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行価額の意味決定過程の公正性を担保すべく、㈱プルータス・コンサルティングより、平成25年2月27日において、本新株予約権付社債並びに本新株予約権の発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを取得しております。

さらに、当社は本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、バーカー&マッケンジーに対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書や㈱プルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の㈱プルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないとは判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、㈱プルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・㈱プルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・㈱プルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かつ発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを提出していること。
- ・ベーカー&マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、有価証券届出書や㈱プルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察・検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・本件発行の決議を行った取締役会において、㈱プルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーの意見を参考にしつつ、本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ① 本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で635,593株であります。また、本新株予約権付社債については、当社の判断により残存している本新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ② 本新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で847,440株であります。本新株予約権については、当社の判断により残存している本新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ③ 上記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となっており、これは平成25年2月27日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(平成25年2月27日現在)

(1) 名称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。	
(5) 組成日	平成23年4月28日	
(6) 出資の総額	53.2億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. 37.59% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ※上記以外に10%以上の出資者はありません。 2. 6.95% (株)ウィズ・パートナーズ(本組合の無限責任組合員です。)	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	(株)ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※当社は、割当予定先の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である(株)JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、その他の出資者についても、(株)JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を(株)東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社の複数の開発品を他社との提携に依存せず開発していくためには、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合は、同ファンドの無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成 11 年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外（日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等）の投資先 30 社程度への投資実績を残してきております。このように、㈱ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第 2590 号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

㈱ウィズ・パートナーズは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社から 2 名の取締役の派遣を受け、同社が有する国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいは IR を含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金に充当するほか、同ファンドの無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であり、これらを投資家の立場から担保すべく、一定の議決権を保持し、かつ役員等の派遣も予定しております。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しておりますが、割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズは、取締役 2 名を当社に派遣し、インサイダー取引規制に服することから、株式

市場での売却機会は極めて限定され、その実効性は担保されているものと当社は考えております。さらに、割当予定先からは、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨意思表示を受けております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、(株)ウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合は平成 25 年 2 月 27 日現在で運用余力総額が 24 億円ある旨の報告を受けております。なお、ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるもので、本資金調達の発表後に資金を同ファンドの各投資家に請求することとなっております。当社は、同ファンドの投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件、本日以前の同ファンドの各投資家のキャピタル・コールの履行状況、(株)ウィズ・パートナーズについては同社の預金残高により出資に要する資金を保有していること、独立行政法人中小企業基盤整備機構については同機構の平成 23 年 12 月 1 日付「中小企業成長支援ファンド「ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合」の組成について」と題する資料にて割当予定先に対し 10 億円の出資を行う旨発表していること、その他の出資者についても有価証券報告書等により出資に要する現預金を保有していることを確認しております。

以上により、本新株予約権付社債発行に係る払込金額及び本新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年2月27日現在）		募集後	
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	4.24%	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	41.61%
清藤 勉	3.73%	道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	2.48%
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	3.24%	清藤 勉	2.18%
大阪バイオファンド投資事業有限責任組合	3.20%	ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	1.89%
北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合	3.20%	大阪バイオファンド投資事業有限責任組合	1.87%
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	2.88%	北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合	1.87%
安田企業投資4号投資事業有限責任組合	2.67%	ネオステラ1号投資事業有限責任組合	1.68%
(株)免疫生物研究所	2.44%	安田企業投資4号投資事業有限責任組合	1.56%
札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合	2.00%	(株)免疫生物研究所	1.42%
バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合	1.92%	札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合	1.17%
長瀬産業(株)	1.92%		

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成 24 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数に、平成 24 年 11 月 30 日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う公募増資 580,000 株及び第三者割当増資 130,000 株を加算し、

当該売出し 289,900 株の異動を加味した上、株主名簿上の株主は上場時の公募・売出株式を取得していないものとして作成しております。

2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換及び行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

#### 8. 今後の見通し

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、当期（平成25年3月期）の業績に重要な影響は与えませんが、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が進むことにより、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換及び行使された場合は、当社株式は25%以上の希薄化が生じることになります（上記「5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。）。その場合、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第432条により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続をとることとなりますが、当社は、本件第三者割当ての必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成25年4月26日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議に当たっては、臨時株主総会に付議する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する議案の株主総会参考書類において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を当該株主総会で説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(千円)	92,678	109,280	207,124
営業利益(千円)	△142,878	△273,177	△316,354
経常利益(千円)	△142,541	△274,877	△317,602
当期純利益(千円)	△143,121	△277,646	△320,992
1株当たり当期純利益(円)	△18,794.67	△274.61	△268.10
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	11,051.22	285.80	263.92

(注) 平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。平成23年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年2月27日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,081,100株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	90,000株	4.32%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	—	—	—
高値	—	—	—
安値	—	—	—
終値	—	—	—

#### ② 最近6ヶ月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	—	—	—	1,550円	1,341円	1,670円
高値	—	—	—	1,670円	2,198円	3,370円
安値	—	—	—	1,401円	1,212円	1,550円
終値	—	—	—	1,401円	1,620円	2,141円

#### ③ 発行決議日前営業日株価

	平成25年2月27日
始値	2,100円
高値	2,218円
安値	2,010円
終値	2,131円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式の発行

払込期日	平成25年1月4日
調達資金の額	143,520,000円
発行価額	1株につき金1,104円
募集時における発行済株式数	1,951,100株
当該募集による発行株式数	130,000株
募集後における発行済株式総数	2,081,100株
割当先	野村証券㈱
発行時における当初の資金用途	バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発投資
発行時における支出予定時期	平成24年11月29日付公募増資による資金と合わせて、平成25年3月期に120,000千円、平成26年3月期に168,500千円、平成27年3月期以降に残額を充当する予定です。
現時点における充当状況	当初の資金用途に従い充当する予定です。

・公募による新株式の発行

払込期日	平成24年11月29日
調達資金の額	640,320,000円
発行価額	1株につき金1,104円
募集時における発行済株式数	1,371,100株
当該募集による発行株式数	580,000株
募集後における発行済株式総数	1,951,100株
割当先	野村証券㈱、みずほ証券㈱、いちよし証券㈱、エース証券㈱、東海東京証券㈱、高木証券㈱、日本アジア証券㈱、㈱SBI証券
発行時における当初の資金用途	バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発投資
発行時における支出予定時期	平成25年3月期に120,000千円、平成26年3月期に168,500千円、平成27年3月期以降に残額を充当する予定です。
現時点における充当状況	当初の資金用途に従い充当する予定です。

・第三者割当の方法による新株式の発行

払込期日	平成24年6月27日
調達資金の額	85,860,000円
発行価額	1株につき金180,000円
募集時における発行済株式数	13,234株
当該募集による発行株式数	477株
募集後における発行済株式総数	13,711株
割当先	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合
発行時における	バイオ医薬品の研究開発費用

当初の資金使途	
発行時における 支出予定時期	平成24年7月から随時
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

・第三者割当の方法による新株式の発行

払 込 期 日	平成24年5月11日
調 達 資 金 の 額	54,000,000円
発 行 価 額	1株につき金180,000円
募集時における 発行済株式数	12,934株
当該募集による 発行株式数	300株
募集後における 発行済株式総数	13,234株
割 当 先	富士製薬工業㈱
発行時における 当初の資金使途	バイオ医薬品の研究開発費用
発行時における 支出予定時期	平成24年6月から随時
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

・第三者割当の方法による新株式の発行

払 込 期 日	平成23年9月30日
調 達 資 金 の 額	347,940,000円
発 行 価 額	1株につき金180,000円
募集時における 発行済株式数	11,001株
当該募集による 発行株式数	1,933株
募集後における 発行済株式総数	12,934株
割 当 先	清藤勉、安田企業投資4号投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合
発行時における 当初の資金使途	バイオ医薬品の研究開発費用
発行時における 支出予定時期	平成23年10月から随時
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

・第三者割当の方法による新株式の発行

払 込 期 日	平成22年7月6日
調 達 資 金 の 額	507,900,000円
発 行 価 額	1株につき金150,000円
募集時における 発行済株式数	7,615株
当該募集による 発行株式数	3,386株

募集後における 発行済株式総数	11,001株
割当先	北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合、大阪バイオファンド投資事業有限責任組合、コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合、日興地域密着型産学官連携投資事業有限責任組合、長瀬産業㈱、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合、北洋ベンチャーファンド2号投資事業組合、SMBCキャピタル8号投資事業有限責任組合、SRIベンチャー1号投資事業有限責任組合、SMBC神戸バイオ・メディカル3号投資事業有限責任組合、NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-2投資事業有限責任組合、NIFベンチャーキャピタルファンド2005L-2投資事業有限責任組合、NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-1投資事業有限責任組合
発行時における 当初の資金使途	バイオ医薬品の研究開発費用
発行時における 支出予定時期	平成22年8月から随時
現時点における 充当状況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

## 11. 発行要項

【別紙1】株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項及び【別紙2】株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権発行要項に記載のとおりであります。

## II 臨時株主総会の開催

本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換及び行使された場合は、当社株式は25%以上の希薄化が生じることになります（上記「5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。）ので、当社は、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第432条の規定に基づき、本件第三者割当の必要性及び相当性について、普通決議による当社株主の意思確認を実施するために、平成25年4月26日に臨時株主総会を開催することを決議いたしました。また、併せて、下記2名の新任取締役の選任議案及び下記2名の新任監査役の選任議案を付議することも決議いたしました。

第1号議案「第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の件」につきましては、本臨時株主総会での承認をもって、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合による投資が実行されることとなります。

また、第2号議案は、株主の視点を有する社外取締役の選任を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営効率に関する監視機能の強化を図ることを目的としております。加えて、社外取締役候補者の2名はいずれもバイオ・ヘルスケア分野に精通しており、取締役会における討議の充実を通じて事業活動の推進にも資するものと考えております。

加えて、第3号議案は、上記社外取締役の選任を踏まえ、全社的に組織体制を再構築するものであり、今回の組織変更に伴い執行役員制度を導入する予定であります。なお、常勤監査役である長谷川嘉一は、エーザイ(株)におけるバイオ医薬品の研究開発を通じて豊富な知識・経験を有することから、その力量を存分に発揮すべく執行役員に就任する予定であり、社外取締役の増員と相俟って、研究開発の推進に資するものと考えております。なお、監査役庄司正史につきましては、第3号議案の承認を条件として、一身上の都合で退任する予定であります。

### 1. 臨時株主総会開催のための基準日設定について

平成25年4月26日（金曜日）開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成25年3月15日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日 平成25年3月15日（金曜日）
- (2) 公告日 平成25年3月1日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<http://www.g-gts.com>

### 2. 臨時株主総会の招集について

- (1) 日 時 平成25年4月26日（金曜日） 午前10時
- (2) 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲3階

#### (3) 会議の目的事項

##### 決議事項

- 第1号議案 第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

新任取締役候補者

氏名	略歴
飯野 智	平成元年 ㈱日立製作所入社 平成12年 CSK ベンチャーキャピタル㈱入社 平成16年 同社取締役就任 平成22年 ㈱ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター（現任） 平成24年 ナノキャリア㈱取締役就任（現任）
藤澤 朋行	平成4年 武田薬品工業㈱入社 平成20年 同社事業開発部医薬ライセンスシニアマネジャー 平成23年 同社医薬研究本部研究アライアンス室室長 平成24年 ㈱ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター（現任）

新任監査役候補者

氏名	略歴
林 昭彦	昭和55年 中道機械㈱入社 昭和58年 中道リース㈱転籍 昭和63年 たくぎん抵当証券㈱入社 平成11年 ㈱ディー・ブレイン札幌入社 平成14年 創研コンサルティング㈱（現 SCC コンサルティング㈱）入社 平成22年 当社入社（現在に至る）
甚野 章吾	平成6年 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 平成17年 甚野公認会計士事務所開設 所長（現任） 平成17年 北斗税理士法人設立 代表社員所長（現任） 平成20年 札幌監査法人代表社員（現任） 平成22年 ㈱北の達人コーポレーション監査役就任（現任）

以上

**株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
発行要項**

本要項は、株式会社ジーンテクノサイエンス（以下、「当社」という。）が平成25年2月28日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年5月1日に発行する株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金12億円（額面総額12億円）
3. 各募集社債の金額 金25百万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金25百万円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成25年5月1日
9. 申込取扱場所 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部
10. 本社債の払込期日 平成25年5月1日
11. 本新株予約権の割当日 平成25年5月1日
12. 募集の方法  
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
  - (1) 担保提供制限  
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、

当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

## 16. 償還の方法

(1) 本社債は、平成30年4月27日(以下、「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ① 平成25年5月1日から平成26年4月30日までの期間： | 101.5% |
| ② 平成26年5月1日から平成27年4月30日までの期間： | 103.0% |
| ③ 平成27年5月1日から平成28年4月30日までの期間： | 104.5% |
| ④ 平成28年5月1日から平成29年4月30日までの期間： | 106.0% |
| ⑤ 平成29年5月1日から平成30年4月26日までの期間： | 107.5% |

(3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合(以下、「組織再編行為」という。)、その選択により、当該組織再編行為効力発生日(当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。)に、本項第(2)号に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。

(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月1日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(5) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

## 17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者(本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。)に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

#### 18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 48 個の本新株予約権を発行する。

#### 19. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

##### (3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる 1 株当たりの額（以下、「転換価額」という。）は、1,888 円とする。

##### (4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcc} & & \begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{交付株式数} \\ \times \\ \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{時 価}} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{array}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役

股东会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速

やかにこれを行う。

- (10) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成 25 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 26 日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成 30 年 4 月 27 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は 1,888 円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期  
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第21項に定める公告に関する費用
- (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

## 株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権

## 発行要項

本要項は、株式会社ジーンテクノサイエンス（以下、「当社」という。）が平成25年2月28日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年5月1日に発行する株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社ジーンテクノサイエンス第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、847,440株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下、「交付株式数」という。）は、10,593株とする。）

ただし、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 80個

4. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金188,000円

5. 新株予約権の払込金額の総額

金15,040,000円

6. 申込期日 平成25年5月1日

7. 割当日及び払込期日 平成25年5月1日

8. 申込取扱場所 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

9. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1,888円とする。ただし、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & \text{交付株式数} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & \text{株式数} & + & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{}{\text{時価}} & \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} & \end{array}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式

を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の

調整を必要とするとき。

- (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成25年5月1日から平成30年4月27日。  
ただし、第19項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の5営業日前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額（1個当たり 188,000 円（1株当たり 17.75 円））は、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

24. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ①本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。  
②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。  
③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

26. 払込取扱場所

㈱みずほ銀行 日本橋支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。